公益社団法人　伊勢市観光協会青年部　規約

（名称及び所在地）
第1条　本部会は（公社）伊勢市観光協会青年部（以下、青年部という）と称し、事務所を伊勢市観光協会事務局内におく。

（目的）
第2条　青年部は青年部事業や青年部活動への参画協力を通じて、伊勢地域の観光産業の振興及び、経済の活性化を図る事を目的とする。

（事業）
第3条　青年部は第２条の目的達成のため次の事業を行う。
（1）観光に関する調査研究と情報、資料の収集
（2）観光の振興に関する行事の開催
（3）関係諸団体との連絡・協調を図る
（4）(公社)伊勢市観光協会(以下、観光協会という)等から委託された事業の実施
（5）前各号に掲げるもののほか、青年部の目的達成のために必要な事業の実施

（会員の資格）
第4条　青年部の会員は観光協会の会員事業所の経営者及び従業者で年齢45歳以下とする。

（入会・退会・除名）
第5条　会員となることを希望する者は、役員会の議決を経て、所定の入会手続きにより申込をしなければならない。

第6条　会員は次の事由によって退会する。
（1）観光協会退会時
（2）年齢制限による場合は、その年齢に達した卒業年度を満了した時点をもって青年部卒業者（OB・OG）となり、退会となる
（3）死亡
（4）除名

第7条　青年部は次の各号のいずれかに該当する会員を役員会の議決によって除名することができる。
（1）青年部の対面を傷つけ又は、目的遂行に反する行為を行った会員
（2）２年以上にわたって会員たる義務を怠った会員

（役　員）
第8条　青年部に次の役員を置く。
（1）部　長　　１名
　　副部長　　３名以内
　　理　事　　１２名以内
　　監　事　　２名

（2）役員は総会において会員の中から選任し、又は解任する
（3）役員の指名方法は別に定める

（部長予定者の指名方法）
第9条　次期の部長予定者は、当該年度の部長が三役会の承認を経て指名する。但し、この指名に際し、当該年度の部長は、任意に選任した委員で構成される部長選考委員会を設けることができる。当委員会の議長は当該年度の部長をもって当てる。
（副部長予定者、理事予定者及び監事・相談役予定者）
第10条　当該年度の部長により指名された、次期の部長予定者が、次期の副部長予定者、委員長予定者及び監事・相談役予定者を指名する。次期の委員長予定者が次期の副委員長予定者を指名し、次期の委員長予定者と次期の副委員長予定者をもって次期の理事予定者とする。

（相談役）
第11条　部長が必要と認めた場合、相談役を選任し、これに従事する事ができる。
(1) 定数　４名以内
(2) 青年部卒業者で青年部理事経験者の中から選任出来るものとする
(3) 部長が選任し、又は解任する
(4) 総会、臨時総会、役員会において議決権は無いものとする
(5) 部長、副部長、理事及び監事への助言を行い、部務が円滑に行われるよう努力する
(6) 役員会の招集に応じ出席するものとする
(7) 任期は第13条（役員の任期）に準ずるものとする

（役員の職務）
第12条　部長は青年部を代表し、部務を総理する。
2　副部長は部長を補佐し、部長事故のある時はその職務を代行する。
3　理事は部長及び副部長を補佐し部務を処理する。
4　監事は青年部の業務及び経理を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

（役員の任期）
第13条　役員の任期は２ヶ年とする。
2　補欠で選任された役員は、前任者の残任期間とする。

（総　会）
第14条　青年部に総会をおく。
2　総会は通常総会と臨時総会とし、部長が招集する。

第15条　次にあげる事項は、総会の議決を経なければならない。
(1) 規約の変更
(2) 役員の選任及び解任
(3) 事業計画及び予算、事業報告及び決算の承認
(4) 特別委員会の設置

第16条　総会の議長は部長があたる。

第17条　総会は会員の2分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。
2　総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
3　総会における会員の議決権及び選挙権は各々１個とする。
4　会員はあらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名捺印した書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。
5　前項の規定により議決権及び選挙権を行使するものは出席者とみなす。

第18条　部長は総会において議決された事項のうち、特に必要と認めるものについて観光協会長に報告しなければならない。

（役員会）
第19条　青年部に役員会をおく。
2　役員会は部長、副部長、理事、監事をもって組織する。
3　役員会は部長が必要あると認めるとき招集する。
4　部長が必要と認める場合、直前部長を招請することができる。

第20条　次にあげる事項は、役員会の議決を経なければならない。
(1) 総会に提案すべき事項
(2) 委員会に関する事項
(3) 青年部の運営に関する事項

（委員会）
第21条　青年部にその目的を達成するため、役員会の議決を経て委員会をおくことができる。

第22条　委員会の構成並びに必要な事項は役員会の議決を経て、別に定める。

（特別委員会）
第23条　青年部にその目的を達成するために特に必要と認める場合において、総会の承認を経て特別委員会を設置する事が出来るものとする。
2　特別委員会は独立した委員会組織とし、会計も特別会計で計上するものとする。
3　特別委員会の設置にあたり、以下の各号に該当する条件を必ず満たすものとする。
（1）委員長は青年部役員が担当するものとする
（2）副委員長は4名までとする
（3）設立時に規約を定める事とし、総会及び役員会で承認を得るものとする
（4）規約を改正する必要が生じた際には、総会及び役員会の承認を得るものとする
（5）年度単位で事業計画書及び予算を作成し総会及び役員会の承認を得るものとする
（6）独立性を高めるため、諸事項の決定は特別委員会内での承認で実行出来るものとする。但し規約、事業計画書及び予算の範囲内としこれを逸脱してはならない

（会計）
第24条　青年部の事業年度は毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

第25条　青年部の経費は補助金・寄付金・その他の収入をもってあてる。

（運営ガイドライン）
第26条　役員会は会の円滑な運営の為に運営ガイドラインを設ける事が出来るものとする。
2　運営ガイドラインは、役員会に於いて管理し、役員会の議決をもって各条項の追加、修整、削除が出来るものとする。

付　則　1.この規約は平成9年4月1日から実施する。
2.平成11年5月25日　第7条一部追加改正。
3.平成12年1月25日　第8条一部改正。
4.平成12年1月25日　第16条一部追加改正。
5.平成23年9月27日　第9条追加に伴い以下条文全て繰下げ。
6.平成24年5月22日　第2条一部改正。
7.平成25年5月28日　第1条一部改正。
8.平成26年5月27日　第1・2条追加。
第3・4・6・7・8・10・12・17・18・19・21・22条、一部改正。
9.平成29年5月23日　第9条、第10条追加に伴い以下条文全て繰下げ。
10.平成30年3月27日　第3・6・9・11条、一部改正。
11.平成31年3月26日　第26条追加。